

令和4年度伊達市空き家等実態調査
について

令和5年8月

伊達市

建設部都市住宅課

1 実態調査

①調査期間：令和4年6月20日～令和5年3月31日

②調査範囲：伊達市全域

③調査対象：伊達市全域の建物

(店舗併用住宅、賃貸アパート、2戸長屋住宅を含む)

④調査方法：委託業者による現地での外観目視

(ただし、市街中心部は市職員による)

⑤調査項目：郵便受けの状況、建物や付属物（アンテナや煙突など）の破損状況、カーテンや家具の有無、管理状況（ゴミの有無、雑草の手入れ、雪かき状況など）、灯油タンクの残量 など

⑥空き家の判断について

⑤の調査項目を基に、調査時点で居住の実態が確認できない建物を「空き家」としてカウントする。

※共同住宅や2戸長屋住宅などについては、全戸の入居が確認できない場合に、その建物を1件としてカウント

⑦調査結果

976件の建物を空き家と判断した。(空き家率：7.50%)

(平成30年住宅・土地統計調査の伊達市のむね数は、13,020棟)

2 活用意向調査

例年、実態調査の結果を受けて翌年度に活用意向調査を行っていたが、動きのない空き家が相当数あり、空き家戸数が増えると調査に係る郵送代も増えることになるため、今回は翌年度実施を見送ることとし、活用意向調査の間隔を開けることや、新規空き家の所有者のみに絞るなど、実施方法について検討していく。

3 今後の取り組みについて

「今後、活用予定がなく、どうしたらよいかわからない」という方のため、引き続き不動産相談会を開催し、専門家に相談出来る場を提供していく。また、現在適切な維持・管理がされていない空き家については、適切な管理に関する啓発等を行い、引き続き安全で安心できる住環境の整備に努めていく。

その他として、同意を得られた空き家について、市の HP で紹介する取り組みを継続していく。